

長崎大学におけるネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）は、「長崎大学におけるネーミングライツ事業の設定等に関する基本方針」に基づき、本学及び地域の活性化に資するほか、事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、ネーミングライツ事業の公募を実施します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、本学の施設等（長崎大学固定資産管理規程第2条（1）に規定する建物及び構築物）の愛称を決定する命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業です。

2. 対象施設等

坂本1キャンパス 長崎大学医学ミュージアム1階 熱帯医学ミュージアム 205㎡
詳細は、別紙1を参照してください。

3. 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題をおこしているもの
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 消費者金融業及び事業者金融業
- ⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツを実施する事業者として適当でないと認められるもの

4. 命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、契約後原則5年とします。

5. 命名権付与条件

(1) 愛称

- ① 命名する愛称は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 当該対象施設等にふさわしいものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称として用いることができません。

- 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 社会問題についての主義主張のあるもの
- 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- たばこの広告や喫煙を促すもの
- 美観風致を害するおそれがあるもの
- その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

- ③ 組織等の正式名称は変更せず愛称を命名することとし、原則、契約期間中は、愛称の変更をすることができません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

(2) 命名権者のメリット

- ① 事業者等は、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称サイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称サイン等の内容（デザインや大きさ等）等及び設置場所については、本学と協議が必要です。また、愛称サイン等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は事業者等の負担とします。
- ② 本学の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット、シラバス等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）

6. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、別紙1のとおりとします。（参考価格）

7. 選考方法

次の資格要件及び選考基準をもとに、本学が設置するネーミングライツ選考委員会において、応募の趣旨、別称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選考します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。*資格要件及び選考基準は、次のとおりとします。

審査項目		要件、基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	・ 応募資格を満たしているか	適・否
	別称等（デザインを含む）	・ 大学構成員、地域住民に受け入れられるか（親しみやすさ等）。 ・ 施設のイメージを損なうおそれがないか等	適・否
選考基準	ネーミングライツ料	・ 財政的な観点から高額なほど高評価とする。	金額
	契約期間	・ 5年以上10年以下であるか ・ 別称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。	年数
判定	資格要件や選考基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

ネーミングライツパートナー申請書の「愛称案」は、参考とさせていただき、愛称は契約時に別途協議して決定します。

8. 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申請書
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書の本紙（発行3か月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類の本紙（納税証明書等）
- ⑦ デザイン・寸法及び配置がわかる書類等
- ⑧ その他必要に応じて

(2) 締め切り

随時受付とし、締め切りはそれぞれの対象施設等において最初の応募者を受け付けた後14日とします。

(3) 申請書提出先

長崎大学施設部施設企画課（資産管理）

〒852-8131 長崎市文教町1-14

TEL : 095-819-2151

E-mail : sisankanri@ml.nagasaki-u.ac.jp

9. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

- (1) ネーミングライツパートナーは、長崎大学におけるネーミングライツ選考委員会（以下、「委員会」という。）において審議のうえ、学長が決定します。
- (2) 本学は、(1)により決定したネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約（以下、「契約」という。）を締結します。また、当該ネーミングライツパートナーとは、契約期間の満了後、当該施設等のネーミングライツの設定に当たり、優先的に交渉することができるものとします。
- (3) ネーミングライツパートナーの選定の結果は、全ての応募事業者等に文書で通知するとともに、本学のホームページ等により公表するものとします。

10. 本学の責務

設定された愛称は、学内外における呼称として、本学のホームページ等で幅広く使用するなど普及に努めます。ただし、愛称であることを踏まえ、本学規則等においては、対象施設等の愛称について規定しません。

11. ネーミングライツパートナーの責務

- (1) ネーミングライツパートナーは、設定した愛称に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から愛称に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決するものとします。

12. 命名権料の納入

- (1) 本学の発する請求書により、指定期日までに納めなければなりません。
- (2) 指定期日までに貸付料を支払わないときはその期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として請求するので支払いに応じなければなりません。

13. 本学の解除権

- (1) 本学は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとします。
 - ① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - ② 契約に定める条項に違反したとき。
 - ③ 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を著しく低下する行為を行ったとき。
 - ④ 役員・従業員・株主その他の関係者による不正行為、反社会的行為などによって社会的信用が著しく低下したとき。
 - ⑤ その他上記に準じる事由によって社会的信用が著しく低下し、本施設に愛称等を使用することが不相当になったとき。

- ⑥ 応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) (1)の場合、ネーミングライツパートナーは、原状回復等に必要な費用を負担する義務を負います。
- (3) 本学は、(1)によるほか、必要があるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができます。
- (4) ネーミングライツパートナーの事情等により愛称の継続が困難な場合は、1か月以上前に本学へ契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納入済みのネーミングライツ料の返還はできません。
- (5) 本学の解除権の行使は、委員会の議を経て学長が決定します。

14. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

ネーミングライツ対象施設

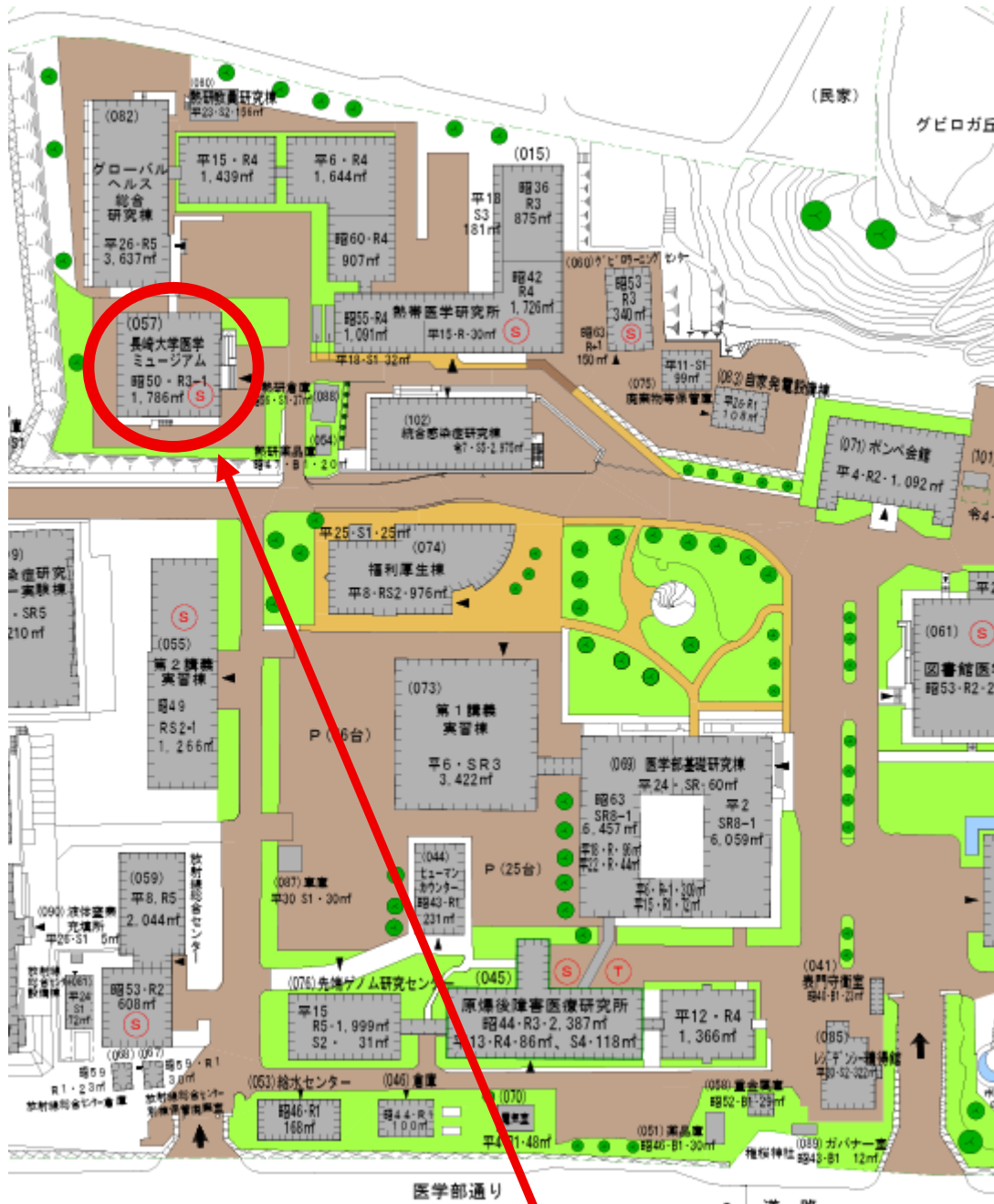
坂本1キャンパス 長崎大学医学ミュージアム1階 熱帯医学ミュージアム 205㎡

※希望があれば、事前の現地確認が可能ですので申請書提出先までご連絡ください。

対象施設名	概要	写真	参考 ネーミング ライツ料 (年間)
熱帯医学ミュージアム	長崎大学熱帯医学ミュージアムは、熱帯医学と感染症研究の歴史や成果を紹介する施設です。熱帯病や病原体、媒介生物に関する展示を通して、長崎から世界へ広がる研究と国際貢献の歩みを分かりやすく伝えています。感染症対策の重要性を学べる場として、一般の方にも親しみやすい内容となっています。	別紙2のとおり	500,000円 (税込)

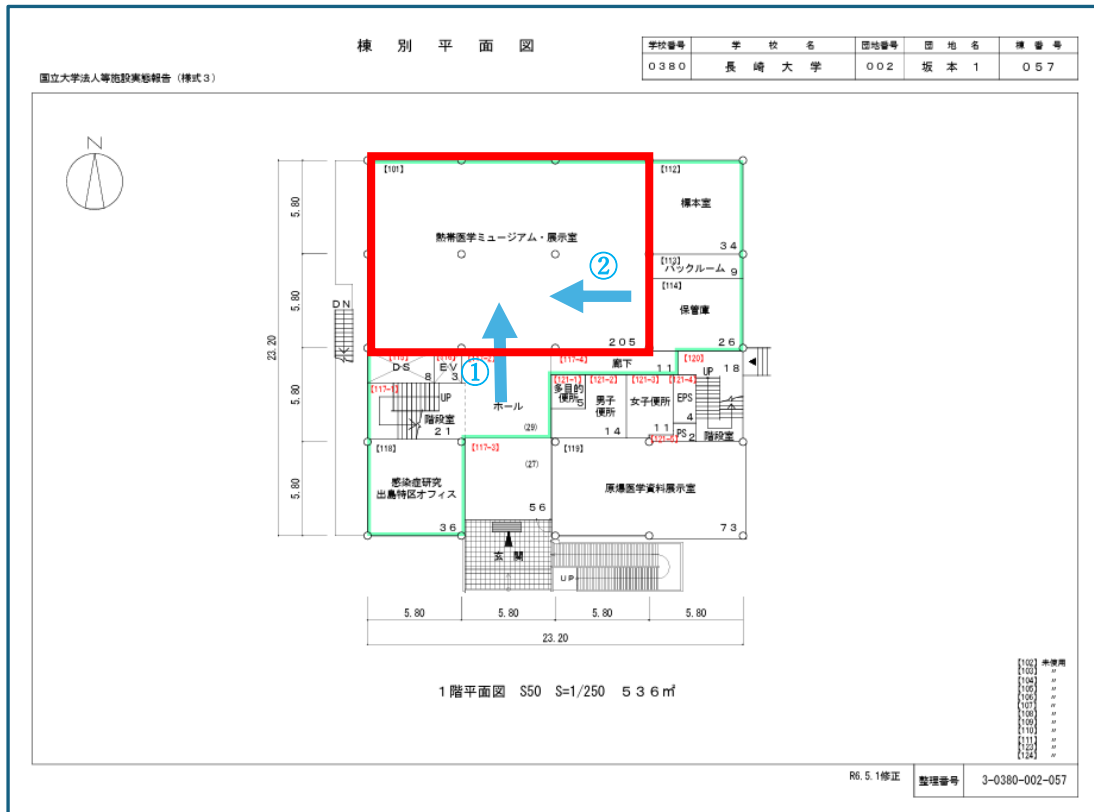
※ネーミングライツ料が本学の希望額に達しない場合においても、応募可能です。

坂本キャンパス 1 配置図



長崎大学医学ミュージアム

対象施設写真



①



②

